



やまもとりょうすけ

山本亮介 議員

Ryosuke Yamamoto



3月定例会

質疑・討論

トピックス

一般質問

Q.福祉避難室の設置は A.必要に応じて準備する

Q 福祉避難所の定義は。

総務部長

①要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、②災害が発生した場合、要配慮者が相談し、または助言、その他の支援を受けることができる体制が整備されること、③災害が発生した場合、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること、これら3つの基準に適合している施設が福祉避難所である。総合福祉センターしいの木を指定している。

Q 町の災害時要援護者支援体制マニュアルは平成17年9月1日から更新されていない。現在に至るまでマニュアルが改定されなかったのはなぜか。

A 生活福祉部長
平成25年6月の災害対策基本法の一部改正のタイミングで改定を行うべきであった。早急に見直しをする。

Q 避難行動要支援者名簿の人数は。

生活福祉部長

75歳以上の高齢者のみの世帯で要支援1と2、要介護1と2の認定を受けている方は115名、要介護認定3から5を受けている方は78名、身体障害者手帳1級と2級を所持する視覚・聴覚・肢体不自由の方は107名、療育手帳A判定を所持する方は15名、精神障害者福祉手帳1級を所持する方は19名、1人暮らしの方は101名、合計435名である。

Q 障害者や高齢者の避難を考えたときに、福祉避難所がしいの木、一力所では心細い。一般避難所で福祉的な支援ができるようになれば、より多くの方が避難できるようになる。町では一般避難所の福祉避難室の設置について、どのように想定しているのか。

A 生活福祉部長
必要に応じて要配慮者用のスペース、間仕切り、車いす、簡易ベッド、配慮者用の仮設トイレ等を設置できるように準備していく。避難所運営に関わっていただく自主防災組織等や施設管理者の協力を得つつ、個室を利用できるよう調整していく。



▲福祉避難所 しいの木